

福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市民間社会福祉施設整備費等補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。）、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和39年11月16日福岡市条例第112号。）及び社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和39年11月16日福岡市規則第107号。）、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項をこの要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、在宅での生活が困難な高齢者及び障がい児・者（以下「高齢者等」という。）の居住の場となる施設及び在宅で生活する高齢者等の地域生活を支援するための施設を整備し、もって高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。

(補助事業)

第3条 この要綱に基づく補助金を交付する対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。（ただし保育所を除く。以下同じ。）

(1) 国が定める社会福祉施設等施設整備費国庫補助（以下「国庫補助」という。）の認証基準に基づくもの。

(2) 国が定める地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金（以下「交付金」という。）の認証基準に基づくもの。

(3) 次に掲げる老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設であって本市が介護保険事業計画等の目標を達成するために必要と認めた事業のうち、前号の規定に該当しないもの。

イ 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム

ロ 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム

ハ 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム

(4) 福岡県介護基盤緊急整備補助金の認証基準に基づくもの。

(5) 福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の認証基準に基づくもの。

(6) 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの。

(補助事業者)

第4条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。なお、補助事業者は公募により募

集する。（既存施設の老朽化に伴う改築、改修及びスプリンクラー設備設置等を行う補助事業者を除く。）

（１）社会福祉法人（社会福祉法人を設立しようとするものを含む。以下同じ。以下「法人」という。）であること。

（２）本市の市税を滞納していないこと。

２ 補助事業者は、前項に該当する者のうち、次の者とする。

（１）市内に施設を設置し、又は設置しようとしている法人。

（２）市外に施設を設置し、又は設置しようとしている法人で、その設置する施設が市内にないか又はあっても充分でない施設を設置している法人。

（３）福岡市社会福祉施設整備費等補助対象施設選定委員会による事前審査（交付金のうち療養病床転換事業、福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業のうちスプリンクラー整備を除く。）及び国又は福岡県に対する補助協議（以下「事前審査等」という。）を経て、国又は福岡県の内示等を受けた者。

（４）以下のいずれかに該当するもの

① 国庫補助の認証基準に基づくもの

② 交付金の認証基準に基づくもの

③ 福岡県介護基盤緊急整備補助金若しくは福岡県介護施設開設準備等特別対策事業費補助金の認証基準に基づくもの

④ 福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準に基づくもの

（５）上記以外で市長が特に必要と認めたもの。

（補助金の額）

第５条 補助金の額は、施設の創設・増改築等における建設費及び設備整備費については、国庫補助の認証基準または福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業の認証基準によって算定した額の総額の１０分の１．５を越えない範囲で増額したものを事業費総額の上限とし、その４分の３を、また、大規模修繕等については、国庫補助基準額または福岡県社会福祉施設等耐震化等整備事業基準額の４分の３をそれぞれ限度として、予算の範囲内で市長が定める。ただし、国、県、又は他の団体の補助金が直接事業者に交付されるものについては、上記により算出した補助金額から国、県、又は他の団体の補助金を控除する。

２ 交付金の対象事業については、交付金の認証基準によって算定された交付額に１．５を乗じた額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。ただし、市長は、本市への交付金総額の範囲内において対象事業間で交付金の配分額を調整することができるものとする。その場合、補助金の額は、原則として配分調整後の額に１．５を乗じた額とし、予算の範囲内で市長が定める。

- 3 第3条第3号にかかる補助金にあつては、3,555,000円に定員数を乗じて得た額を限度として、予算の範囲内で市長が定める。
- 4 第4条第2項第2号の法人からの申請があつた場合においては、第1項の補助の基準に本市措置人員の割合を乗じたものを補助の基準とする。
- 5 前4項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(暴力団の排除)

第6条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。）第6条の規定に基づき別途定める「福岡市の介護サービス事業者等から暴力団等を排除するために講じる措置に係る要綱」（以下「暴排要綱」という。）に基づき、排除措置を講じるものとする。

- 2 補助事業者は、第7条に定める交付申請をするときは、暴排要綱第5条に定める誓約書を提出しなければならない。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者が補助金の交付申請をするときは、交付申請書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を精査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は事業完了後において補助事業者から補助金の交付請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、その一部を事業の途中で交付することができるものとする。

(補助対象経費)

第10条 この要綱により交付された補助金は施設整備又は施設開設準備等に係る資金に充当するものとする。

(届け出)

第11条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を市長に届け

なければならない。ただし、第3号及び第4号に該当するときはその理由を附し、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に着手したとき
- (2) 事業を完了したとき
- (3) 事業を変更したとき
- (4) 前3号のほか申請内容に変更があったとき

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、事業完了の届出を受けた場合は、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか、調査確認し、適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に確定通知書により通知するものとする。

(補助金の支払報告)

第13条 補助事業者は、補助金の受領後は、遅滞なく補助事業の支払いに充て、支払報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は補助事業者が次の各号の一に該当するものと認めたときは、補助金の交付決定を取消、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) 次条の規定に反して財産の処分を行ったとき
- (4) 第11条の規定による届け出の手続きを怠ったとき
- (5) 前各号のほか、この要綱の規定に違反したとき

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

2 前項の財産処分の承認基準は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」(平成20年4月17日会発第0417001号)の規定を準用するものとする。

3 財産処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、「補助事業等により取得し、

又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)に規定する処分制限期間を準用するものとする。

(関係書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、次に掲げる期間について保管しておかなければならない。

(1) 建設費補助にかかるものは、永年

(2) 前号以外の補助にかかるものは、事業完了後5年間

2 市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の書類、帳簿等を検査することができるものとする。

(調査又は報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助金の執行、状況等について実地検査、必要な書類、帳簿等の調査、又は報告を求めることができるものとする。

(施行の細目)

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(施行期日)

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年6月20日から施行する。

この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

この要綱は、平成22年1月15日から施行する。

この要綱は、平成23年1月18日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。